

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十四号

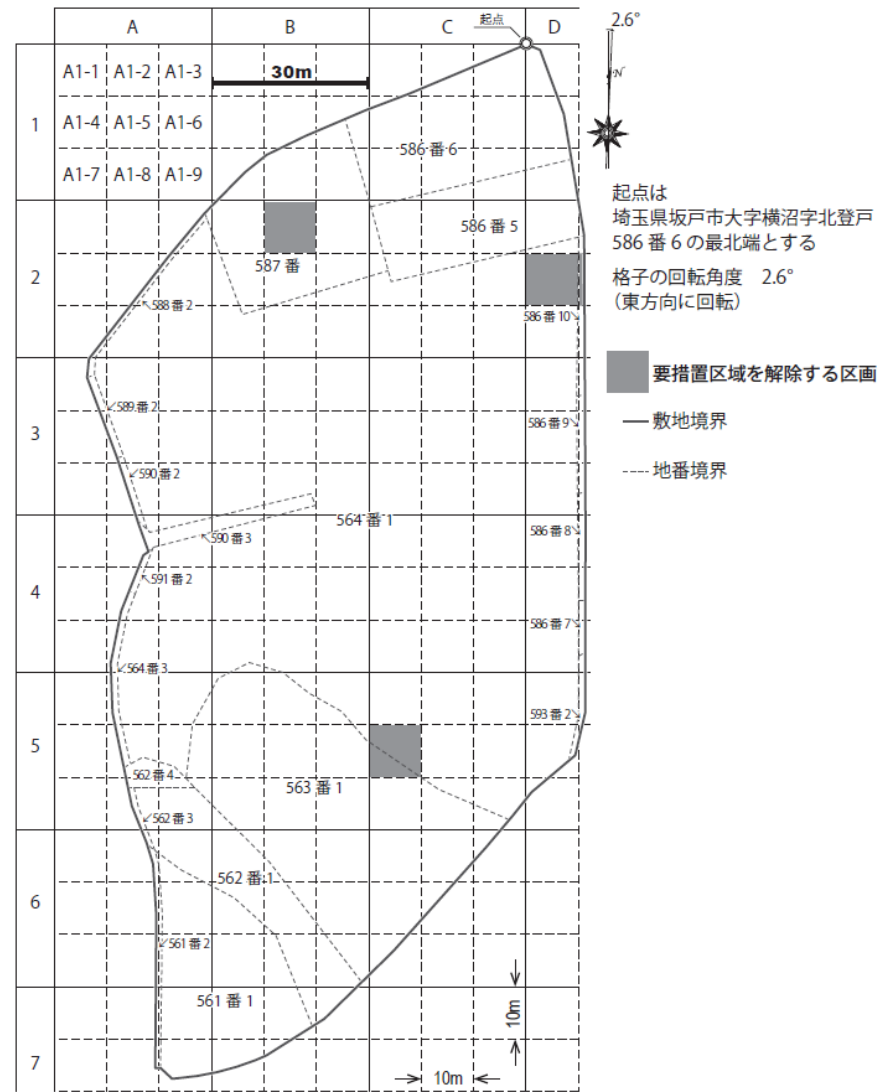
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第五百六十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市大字横沼字北登戸五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部、五百六十八番十の一部及び五百八十七番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた実施措置  
基準不適合土壌の掘削除去

# 別図



起点は  
埼玉県坂戸市大字横沼字北登戸  
586番6の最北端とする  
格子の回転角度 2.6°  
(東方向に回転)

- 要措置区域を解除する区画
- 敷地境界
- - - 地番境界